

【評価委員会の所掌事務】

	項目	根拠	内容		
1	市長による中期目標の作成・変更の際の意見	法第25条第3項	<p>(第25条第1項)中期目標は、中期目標期間において法人が達成すべき業務運営に関して市長が法人に対して指示する目標です。市長は、中期目標を定め、法人に指示するとともに、公表しなければなりません。</p> <p>(第25条第3項)市長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければなりません。</p>		
	審議時期	評価委員会	市長	市議会	住民
	作成：設立時及び中期期間毎 変更：必要時	事前の意見聴取に対する意見の提示	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標の作成、変更 ・評価委員会の意見聴取 ・市議会への上程 	中期目標の議決	中期目標の公表(市長)
	項目	根拠	内容		
2	中期計画の作成・変更に対して市長が認可する際の意見	条例第1条の2第1号	<p>(第26条第1項)法人は、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより当該中期目標を達成するための中期計画を作成し、市長の認可を受けなければなりません。</p> <p>(第26条第4項)法人は、中期計画の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければなりません。</p> <p>(第83条第3項)公営企業型地方独立行政法人においては、市長が認可をしようとするときは、あらかじめ議会の議決を受けなければなりません。</p> <p>(条例第1条の2・①)評価委員会は、法に定める所掌事務のほか、次の事項について意見を述べることができる。</p> <p>①法第26条第1項の中期計画の作成及び変更に関すること。</p>		
	審議時期	評価委員会	市長	市議会	住民
	作成：設立時及び中期期間毎 変更：必要時	事前の意見聴取に対する意見の提示	<ul style="list-style-type: none"> ・中期計画の認可 ・評価委員会の意見聴取 ・市議会への上程 	中期計画の議決	中期計画の公表(法人)
	項目	根拠	内容		
3	中期目標期間の終了時に市長が所要の検討を行う際の意見	法第30条第2項	<p>(第30条第1項)市長は、中期目標の期間の終了時において、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとしています。</p> <p>(第30条第2項)市長は、その検討を行うにあたっては、評価委員会の意見を聴かなければなりません。</p>		
	審議時期	評価委員会	市長	市議会	住民
	中期期間毎	市長が検討するにあたっての意見の提示	<ul style="list-style-type: none"> ・評価委員会の意見聴取 ・所要の措置 	—	—

4	項目	根拠	内容		
	法人が重要な財産の処分をするに当たって市長が認可する際の意見	法第44条第2項	(第44条第1項)法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、市長の認可を受けなければなりません。 (第44条第2項)市長は、この認可をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければなりません。		
	審議時期	評価委員会	市長	市議会	住民
必要時	事前の意見聴取に対する意見の提示	<ul style="list-style-type: none"> 重要財産の処分に当たっての認可 評価委員会の意見聴取 市議会への上程 	重要な財産の処分に関する議決	—	
5	項目	根拠	内容		
	法人の役員の報酬等の支給基準に関する市長に対する意見の申し出	法第56条第1項において準用する第49条第2項	(第48条第2項)特定地方独立行政法人は、役員に対する報酬等の支給の基準を定め、市長に届け出るとともに、公表しなければなりません。 (第49条第1項)市長は、この届出があったときは、その届出にかかる報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとしています。 (第56条第1項において、一般地方独立行政法人に準用する第49条第2項)評価委員会は、通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、市長に対し、意見を申し出ることができます。		
	審議時期	評価委員会	市長	市議会	住民
作成：設立時 変更：必要時	市長からの通知に対する意見の申出	法人から届け出のあった支給基準を評価委員会に通知	—	役員に対する報酬等の支給の基準の公表(法人)	
6	項目	根拠	内容		
	各事業年度における業務の実績についての評価	法第28条第4項 条例第1条の2第2号	(第28条第1項)法人は、毎事業年度終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれかに該当するかに応じて、設立団体の長の評価を受けなければなりません。 ①次号及び第3号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績 ②中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間の実績 ③中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績 (第28条第4項)市長は、第2号の中期目標の期間における実績に関する評価を行うときは、評価委員会の意見を聴かなければならない。 (条例第1条の2・②)評価委員会は、法に定める所掌事務のほか、次の事項について意見を述べることができる。 ②法第28条第1号の当該事業年度における業務実績並びに第3号の当該事業年度における業務実績及び中期目標の期間における業務実績に関すること		
	審議時期	評価委員会	市長	市議会	住民
毎年	市長からの通知に対する意見の申出	—	—	—	

No.	根 拠	内 容
7	法第8条第4項	設立団体の長が、特定地方独立行政法人又は一般地方独立行政法人の法人へ変更する際の定款変更について意見を述べる。
8	法第42条の2第5項	<p>設立団体の長が、地方独立行政法人へ、出資等に係る不要財産の納付の認可を行う際の意見</p> <p>設立団体の長が、地方独立行政法人へ、出資等に係る不要財産を譲渡し、その収入の納付の認可を行う際の意見</p>
9	法第108条第2項	設立団体が設立した地方独立行政法人と、他の地方独立行政法人を吸収合併しようとする場合に意見を述べる
10	法第112条第2項	設立団体が設立した地方独立行政法人と、他の地方独立行政法人を新設合併しようとする場合に意見を述べる